

「風さやか」広報・PR業務委託 仕様書

本仕様書は、「風さやか」推進協議会（以下「委託者」という。）が行う「風さやか」広報・PR業務を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 目的

県民及び県内外の実需者及び消費者等を対象に、「風さやか」のおいしさや特徴を広く発信するとともに、長野県産米の主力品種として「風さやか」のPR活動を実施することで「風さやか」の消費拡大を推進し、消費者の更なる認知度向上及びブランド確立を図ることを目的とする。

2 委託期間

委託期間は契約締結日から、令和4年3月11日(金)までとする。

3 委託業務の内容

本業務の委託内容は、以下のとおりとする。なお、業務の一部を再委託することで、効果の向上が見込めるときは、業務の一部を再委託することが可能であるが、その際はあらかじめ委託者の承認を得ること。

なお、業務の提案にあたってはターゲットとなる世代、事業効果等も含めて提案し、事業を行うメリットが明確に伝わるように記載すること。

制作コンセプト

- 「風さやか」の食味（おいしさ）の特徴を伝えることで、子育て世代、主婦、学生など幅広い世代に「風さやか」に対する興味を持っていただく
- コロナ禍による巣ごもり需要など、消費者の意識の変化等を踏まえたうえで効果的な広報PRを行い、「風さやか」の認知度向上を図る

(1) 県民に向けた「風さやか」PRのためのメディアタイアップ

- ・「風さやか」の魅力や美味しさが伝わるようなテレビ番組とのタイアップ企画やプレゼント企画、「風さやか」オリジナルキャラクターの提案、SNS及びインターネット等コンテンツと連動したPR等の自由提案

(2) SNSを活用した情報発信及び管理

- ・「風さやか」推進協議会が運営している Facebook 及び Instagram を活用した広報・PR企画の自由提案（例：「風さやか」フォトコンテストなど）
- ・SNSアカウントの更新及び管理

(3) 「風さやか」PR動画の制作

- ・「風さやか」の魅力や美味しさが伝わるようなPR動画の自由制作
- ・動画は、新米シーズン（10～11月）に合わせて、量販店等においてデジタルサイネージ等による放映や、YouTube等の動画サイトにおける配信を前提に作成すること
また、YouTube等の動画配信については、受託者で行うこと
- ・動画の時間は1～3分程度
- ・動画には必要に応じて字幕スーパー、BGM等を入れ、編集すること

- ・BGMの選択については、あらかじめ委託者と協議すること
- ・撮影等に伴う諸経費（交通費、スタッフ及びカメラマンの人件費等）は全て委託料に含まれるものとする

4 業務等の報告

(1) 着手報告等

受託者は、着手届、実施日程表及び事業計画（様式はいずれも任意）を、契約の日から10日以内に委託者に提出するものとする

(2) 進捗状況等報告

受託者は委託者から要求があった場合にはすみやかに進捗状況を報告するものとする

5 完了報告

受託者は、事業終了時に以下6に定める成果品の提出とともに次の書類を提出すること

- (1) 委託業務完了報告書（様式第1号）
- (2) 委託業務収支精算報告書（様式第2号）
- (3) 活動記録書（様式第3号）

6 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする

- (1) 本業務の内容を記録した業務報告書1部（A4版で作成のこと）
- (2) 上記の資料等のデータが保存された電子媒体（Microsoft Excel、Word 又は PowerPoint 形式をDVD-R等にて保存したもの）、動画データ及び印刷物（版下）
※協議会事務局職員が現在使用中のパソコンの動作環境
OS : Windows 8.1 Pro update 64bit 及び 10Pro
Microsoft Office : Excel 2013、Word 2013、PowerPoint 2013
- (3) その他、成果品として必要と認められるもの
- (4) 成果品は、画像・映像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませたうえで納品すること

7 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後、双方責任者の立ち会いのもと、委託者の検査を受けるものとする
- (2) 成果品について委託者から修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格をもって完了とする

8 瑕疵

完了検査終了後、成果品に受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、委託者の指示に従い受託者の責任で修正を行わなければならない

9 秘密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施に関して、知り得た秘密を他に一切漏らしてはならない
- (2) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない

10 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得なければならない
- (2) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める
- (4) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関して疑義が生じた場合には、その都度委託者と協議しなければならない
- (5) 事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染防止のため、適切な感染防止策を講じること
- (6) 本事業における成果品の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用ができるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする